

広島県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十二年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
広島県総合精神保健福祉センター	安芸郡坂町北新地二丁目三番七七号	安芸郡坂町北新地二〇二〇番地五	平成一〇年四月二〇日